

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2614号

平成26年10月14日火曜日 第2614号

◇ 目 次 ◇
告 示

鳥獣保護区の存続期間の更新 特別保護地区の指定 休猟区の指定	.(自	然保護課)	. 87	8
特別保護地区の指定	. (")	. 88	1
休猟区の指定	. (")	. 88	1
特定鳥獣に係る捕獲等をすることができる区域の指定	. (<i>II</i>)	. 88	6
特定猟具使用禁止区域の指定	. (<i>II</i>)	. 88	6
指定自立支援医療機関の名称の変更					
道路の区域変更(県道久米垣生線外)(中予	地方原	司管理課)	. 88	7
医師の指定					
指定医師の所在地の変更(")	. 88	8
指定医師の辞退の届出(")	. 88	8
教育委員会規則					
WARE					
愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則	. (高村	交教育課)	. 88	8
教育委員会告示					
平成27年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項					
平成27年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項	. (")	. 89	7
平成27年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項(特	·別支护	爰教育課)	. 89	9

告示

○愛媛県告示第1147号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存 続期間を更新する。

平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区域	存続期間	保護に関する指針
三島嶺	四国中央市金砂町柳瀬	平成26年	当該区域は、金
南鳥獣	の柳瀬ダムえん堤西端を	11月1日	砂湖県立自然公園
保護区	起点とし、ここから同ダ	から平成	の区域とほぼ重複
	ム管理支所進入路を南に	36年10月	し、金砂湖と富郷
	進み、国道319号に出て、	31日まで	渓谷を中心とする
	同国道をほぼ南西に進み、		雄大な自然景観が
	県道高知伊予三島線との		見られ、多様な鳥
	交点に至り、ここから同		獣が生息している
	県道をほぼ南西に進み、		ことから、鳥獣保
	富郷橋南端で銅山川に出		護区に指定し、当
	て、同川右岸を上流に進		該区域に生息する
	み、富郷ダムえん堤東端		鳥獣の保護を図る。
	に至る。ここから同ダム		また、定期的な巡
	常時満水位の貯水線を南		視により、鳥獣の
	に進み、高橋谷橋北端で		安定的な生息に悪
	市道藤原葛川線との交点		影響を及ぼすこと
	に至り、ここから同市道		のないよう留意す
	をほぼ南に進み、市道葛		るとともに、野鳥
	川城師線との交点に至り、		観察や自然とのふ

み、市道城師大橋別子山 線との交点に至り、ここ から同市道を西に進み、 同県道に出て、同県道を ほぼ北東に進み、県道上 猿田三島線との交点に至 り、ここから同県道を北 東に進み、市道富坂千野 々線との交点に至り、こ こから同市道を北東に進 み、農道長瀬1号線との 交点に至り、ここから同 農道をほぼ東に進み、瀬 川橋北端で同川に出て、 同川左岸を下流に進み、 平野橋北端で同国道との 交点に至り、ここから同 国道を北に進み、同町と 同市富郷町との境界に至 り、ここから同境界を北 西に進み、法皇山脈の稜 線に至り、ここから同稜 線を東に進み、市道法皇 線に出て、同市道を東に 進み、同えん堤東端に至 る稜線との交点に至り、 ここから同稜線を南ない し南東に進み、同端に至 り、ここから同えん堤を

ここから同市道を西に進

れあいの場として 活用を図る。

	十成20年10万14日				-	184		<i>7</i> 0∠0	14.2
	渡り、起点に至る線に囲					同島剣ノ鼻、同島氏神鼻、			当該区域に生息す
	まれた区域					小館場島北端、安居島北			る鳥獣の保護を図
阿島長	新居浜市長野の国道11	同上	当該地域は、針			端、小安居島北端及び起			る。また、定期的
野鳥獣	号と南川農道との交点を		広混交林など林相			点を順次結んだ直線に囲			な巡視により、鳥
保護区	起点とし、ここから同農		の変化に富む地域			まれた区域のうち、愛媛			獣の安定的な生息
小岐区	道をほぼ北に進み、阿島		であり、タカ類を			県の区域の海面並びに旧			に著しい影響を及
			はじめ多様な鳥獣			松山市の釣島及び旧中島			ぼすことのない。
	に通じる山道との交点に					町の島 (中島本島、睦月			う留意するととも
	至り、ここから同山道を 		が生息する良好な			島、怒和島、二神島、野			に、自然とのふれ
	ほぼ北東に進み、JR四		環境であることか			忽那島及び津和地島を除			あいの場、環境教
	国予讃線との交点に至り、		ら、国有林及び新			く。)全域			育の場として活用
	ここから同線を南東に進		居浜市民の森自然						を図る。
	み、県道新居浜土居線と		公園など特に良好				_		
	の交点に至る。ここから		な鳥獣の生息環境		佐礼谷	伊予市双海町上灘の国	同	上	当該区域は、瓜
	同県道を南東に進み、市		となっている区域		鳥獣保	道56号と県道中山双海線			葉樹と針葉樹なる
	道土居高曽根線との交点		を鳥獣保護区に指		護区	との交点を起点とし、こ			林相の変化に富る
	に至る。ここから山裾に 		定し、当該区域に			こから同県道を北東に進			地域であり、多村
	沿って南西に進み、同国		生息する鳥獣の保			み、市道赤海線との交点			な鳥獣が生息して
	道に出て、同国道を西に		護を図る。また、			に至り、ここから同市道			いることから、月
	進み、起点に至る線に囲		定期的な巡視によ			を北東に進み、県道中山			獣保護区に指定し
	まれた区域		り、落葉広葉樹林			伊予線に出て、同県道を			当該区域に生息
			などの生息環境を			南ないし南西に進み、県			る鳥獣の保護を[
			適切に保持し、鳥			道広田双海線との交点に			る。また、定期に
			獣の安定的な生息			至り、ここから同県道を			な巡視により、!
			に悪影響を及ぼす			南に進み、県道中山伊予			獣の安定的な生児
			ことのないよう留			線との交点に至り、ここ			に著しい影響を
			意する。			から同県道を南ないし南			ぼすことのない。
高縄鳥	 松山市池蔵堂の県道湯	同上	 当該区域は、広	1		西に進み、同国道に出て、			う留意するとと
同 ^純 「	山高縄北条線と善応寺農		葉樹と針葉樹など			同国道を西ないしほぼ北			に、自然とのふれ
区	道との交点を起点とし、					に進み、起点に至る線に			あいの場、環境
	ここから同農道を北東に		林相の変化に富む			囲まれた区域			育の場として活
	進み、落合に通じる畑総		地域であり、多様な見ばなり						を図る。
	管理道との交点に至り、		な鳥獣が生息して いることから、鳥			クランスの対象を			V+50+1-
	ここから同管理道を北東		獣保護区に指定し、		千足宮	伊予郡砥部町宮内の町	同	上	当該区域は、
	に進み、院内川に出る。				内鳥獣	道千足林久線と町道宮内			葉樹を主な林相
			当該区域に生息する。		保護区	塩ヶ森線との交点を起点			し、砥部町総合は
	ここから同川右岸を上流 に進み、大本神社前に至		る鳥獣の保護を図			とし、ここから同町道を			園周辺の人と鳥
	る。ここから標高点(559		る。また、定期的			ほぼ南東に進み、農道天			が共生する地域で
	メートル)に至る稜線を		な巡視により、鳥 獣の安定的な生息			王山線との交点に至り、			あり、多様な鳥
						ここから同農道をほぼ南			が生息している
	南東に進み、同標高点を 		に著しい影響を及			西に進み、砥部町総合公 			とから、鳥獣保護
			ぼすことのないよ			園の敷地を囲むフェンス 			区に指定し、当
	進み、林道雄鹿2号線に		う留意するととも			の南端に至る。ここから			区域に生息する
	出る。ここから同林道を		に、自然とのふれ			同フェンスに沿ってほぼ			獣の保護を図る。
	ほぼ南東に進み、同県道		あいの場、環境教			北西に進み、町道千足林			また、定期的な
	に出て、同県道をほぼ西		育の場として活用			久線に出て、同町道を北			視により、鳥獣の
	に進み、起点に至る線に		を図る。			西に進み、起点に至る線			安定的な生息に
	囲まれた区域]		に囲まれた区域			しい影響を及ぼっ
忽那七	松山市波妻の鼻を起点	同上	当該区域は、県内						ことのないよう
自治量	とし、ここから伊予郡松		最大の海域の保護						意するとともに、
局									自然とのふれあり
島海域 鳥獣保	前町の国近川右岸河口に		区域であり、多様						
鳥獣保	前町の国近川右岸河口に 至る海岸線並びに同河口		区域であり、多様 な鳥獣が生息して						の場、環境教育(
島海場島獣保護区									の場、環境教育の場として活用を[

諏訪崎	八幡浜市栗野浦の県道	同	上	当該区域は、落		ら同市道を南西に進み、 市道(宇)田之筋87号線			
鳥獣保	舌間八幡浜線と市道諏訪			葉広葉樹林など林					
護区	崎線との交点を起点とし、			相の変化に富んだ		との交点に至り、ここか			
	ここから南東に直進し、			地域であり、宇和		ら同市道を南に進み、市			
	海岸線に出る。ここから			海に伸びる岬とい		道(宇)田之筋地区112			
	その海岸線を西に進み、			う特殊な地形条件		号線との交点に至る。こ			
	諏訪崎を経て、更にその			のもと、多様な鳥		こから同市道を南に進み、			
	海岸を東に進み、市道鯛			獣が生息している		市道(宇)田之筋地区122			
	引線との交点に至り、こ			ことから、鳥獣保		号線との交点に至り、こ			
	こから同市道を東ないし			護区に指定し、当		こから同市道を南東に進			
	北に進み、同県道に出て、			該区域に生息する		み、同県道に出て、同県			
	同県道を南に進み、起点			鳥獣の保護を図る。		道を南西に進み、起点に			
	に至る線で囲まれた区域			また、生息環境を		至る線に囲まれた区域			
				適切に保持し、鳥	伏越鳥	西予市城川町下相の国	同	上	当該区域は、
				獣の安定的な生息	獣保護	道197号と県道城川梼原		_	落に隣接する里
				に著しい影響を及	X	線との交点を起点とし、			の樹林帯であり
				ぼすことのないよ	-	ここから同県道を北東な			多様な鳥獣が生
				う留意するととも		ここがら同宗道を北来な いし東に進み、市道(城)			りていることから
				に、鳥獣の保護活		いし来に進め、中垣(城) 土居古市線との交点に至			していることが
				動や観察を通じて、					局獣体護区に拍 し、当該区域に
				子供達の人間性を		│ る。ここから同市道を南 │ │ 東に進み、古市の三島橋			し、ヨ該区域に 息する鳥獣の保
				育む場として活用					
				を図る。		東端で三滝川に出て、同			を図る。また、
				- E & & .		川右岸を下流に進み、同			期的な巡視により
卯之町	西予市宇和町鬼窪の県	同	上	当該区域は、市		国道との交点に至り、こ			鳥獣の安定的な
鳥獣保	立宇和高等学校正門前の			街地に隣接する里		こから同国道をほぼ西な			息に著しい影響
護区	県道鳥坂宇和線と市道			山の樹林帯であり、		いし北西に進み、起点に 			及ぼすことのな
	(宇)旧町地区238号線			多様な鳥獣が生息		至る線に囲まれた区域			よう留意すると
	との交点を起点とし、こ			していることから、					もに、自然との
	こから同市道を西に進み、			鳥獣保護区に指定					れあいや鳥類の
	卯之町市街住宅地東端に			し、当該区域に生					察及び保護活動
	至り、ここから林野と市			息する鳥獣の保護					通じた環境教育
	街住宅地、学校、病院等			を図る。また、定					場として活用を
	との境界を北西に進み、			期的な巡視により、					る。
	鬼窪9区の本如院前で市			鳥獣の安定的な生	篠山鳥	宇和島市津島町の国有	同	上	当該区域は、篠
	道(宇)旧町地区71号線			息に著しい影響を	│ │ 獣保護	 林2016林班並びに県有林			 県立自然公園と
	に出る。ここから同市道			及ぼすことのない	⋉	御槇事業所1号6林班中			部重複し、多種
	を北ないし北西に進み、			よう留意するとと	-				はいません。シードリストリングは はな鳥獣の重要
	松葉城趾標柱設置地点で			もに、自然とのふ					
	山道との交点に至り、こ			れあいや鳥類の観		県有林槇川事業所 2 林班 の区域			生息地であるこ
	こから同山道を東に進み、			察及び保護活動を		の区域			から、鳥獣保護
	コエン峠及び中川財産区			通じた環境教育の					に指定し、当該
	有林と田之筋財産区有林			場として活用を図					域に生息する鳥
	との境界の辻を経て、更			ప 。					の保護を図る。
	に同山道を東に進み、市								た、定期的な巡
	道(宇)田之筋地区57号								により、鳥獣の
	線に出て、同市道を東に								定的な生息に著
	進み、新城の川田前橋東								い影響を及ぼす
	端に至る。ここから岩瀬								とのないよう留
	川左岸を下流に進み、明								するとともに、
	ハエナで「川に進の、明								然とのふれあい
	石の七々矮市岸で士塔								
	石の七夕橋東端で市道 (宇)田之筋地区90号線								場、環境教育の

高茂鳥	南宇和郡愛南町船越の	同	上	当該区域は、足
獣保護	権現山 (491 0メートル)			摺宇和海国立公園
X	を起点とし、ここから稜			の第二種特別地域
	線を南ないし東に進み、			内にあり、全域が
	御立鼻で海岸に出る。こ			多様な鳥獣の生息
	こからその海岸線に沿っ			に適した森林地帯
	て西に進み、鼻面岬及び			であることから、
	高茂岬を経て、更にその			鳥獣保護区に指定
	海岸線をほぼ北に進み、			し、当該区域に生
	耳毛に至る。ここから稜			息する鳥獣の保護
	線を南西ないし南東に進			を図る。また、定
	み、起点に至る線に囲ま			期的な巡視により、
	れた区域			鳥獣の安定的な生
				息に著しい影響を
				及ぼすことのない
				よう留意するとと
				もに、自然とのふ
				れあいの場、環境
				教育の場として活
				用を図る。

○愛媛県告示第1148号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。 平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区域	存続期間	保護に関する指針
三島嶺	四国中央市金砂町柳瀬	平成26年	三島嶺南鳥獣保
南鳥獣	の柳瀬ダムえん堤西端を	11月1日	護区のうち、多く
保護区	起点とし、ここから金砂	から平成	の水鳥が生息する
特別保	湖常時満水位の貯水線を	36年10月	水面を特別保護地
護地区	ほぼ南西に進み、小川橋	31日まで	区に指定し、当該
	東端に至り、ここから同		区域に生息する鳥
	橋を渡り、同橋西端で再		獣の生息環境を保
	び同線との交点に至り、		全する。また、定
	ここから同線をほぼ西に		期的な巡視により、
	進み、平野橋南端に至り、		鳥獣の生息環境の
	ここから同橋を渡り、同		適切な保持を図り、
	橋北端で再び同線に至り、		鳥獣の安定的な生
	ここから同線をほぼ東に		息に著しい影響を
	進み、同えん堤東端に至		及ぼすことのない
	り、ここから同えん堤を		よう留意するとと
	渡り、起点に至る線に囲		もに、自然とのふ
	まれた区域		れあいや野鳥観察
			の場として活用を
			図る。
佐礼谷	伊予市中山町佐礼谷の	同上	佐礼谷鳥獣保護
鳥獣保	仁生川橋西端を起点とし、		区のうち、北部の
護区特	ここから県道広田双海線		特に良好な鳥獣の

別保護	を南西ないしほぼ西に進	生息地となってい
地区	み、犬寄部落に至る。こ	る区域について、
	こから通称赤海山の稜線	特別保護地区に指
	を北東に進み、市道赤海	定し、当該区域に
	線と県道中山伊予線との	生息する鳥獣の生
	交点に至り、ここから同	息環境を保全する。
	県道を南ないし南西に進	また、定期的な巡
	み、県道広田双海線との	視により、鳥獣の
	交点に至り、ここから同	安定的な生息に著
	県道を南に進み、起点に	しい影響を及ぼす
	至る線に囲まれた区域	ことのないよう留
		意するとともに、
		自然とのふれあい
		の場、環境教育の
		場として活用を図
		る 。

○愛媛県告示第1149号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。 平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区域	存続期間
上柏池之	四国中央市中曽根町の市道公園通線	平成26年11
尾休猟区	と四国縦貫自動車道との交点を起点と	月1日から
	し、ここから同自動車道を東に進み、	平成29年10
	旧川之江市と旧伊予三島市との境界に	月31日まで
	至り、ここから同境界を南に進み、銅	
	山川に出る。ここから同川左岸を上流	
	に進み、三島嶺南鳥獣保護区界に至り、	
	ここから同区界をほぼ北に進み、市道	
	法皇線に出て、同市道を東に進み、通	
	称虫仏山の山道(通称金砂越旧道)と	
	の交点に至る。ここから同山道をほぼ	
	北に進み、林道虫仏山線を横断し、更	
	に同山道を北に進み、林道馬瀬線を横	
	断し、更に同山道をほぼ北に進み、中	
	曽根鳥獣保護区界に至り、ここから同	
	区界を西ないし北西に進み、起点に至	
	る線に囲まれた区域	
折宇休猟	四国中央市富郷町の県道高知伊予三	同 上
X	島線の城師大橋南端を起点とし、ここ	
	から市道葛川城師線をほぼ南東に進み、	
	市道城師落合線との交点に至り、ここ	
	から同市道をほぼ南に進み、同市道の	
	終点に至る。ここから愛媛県と高知県	
	との境界に至る作業道及びこれに続く	
	山道をほぼ南に進み、同境界に至る。	
	ここから同境界をほぼ西に進み、同市	
	と新居浜市と同県との境界の交点に至	

	り、ここから四国中央市と新居浜市と の境界を北に進み、市道城師大橋別子			ほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれ た区域	
	山線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、起点に至る線に囲まれた		谷ヶ内休 猟区	旧西条市と旧周桑郡小松町との境界 と加茂川との交点を起点とし、ここか	同 上
	区域			ら同川左岸を上流に進み、御来光滝を	
川滝休猟	愛媛県と徳島県との境界と四国中央	同 上		経て、更に同川左岸を上流に進み、高	
X	市の市道境目線との交点を起点とし、			瀑橋東端で林道折掛石鎚線との交点に	
	ここから同境界を南に進み、旧川之江			至る。ここから同林道を北東ないし南	
	市と旧宇摩郡新宮村との境界との交点			に進み民有林と国有林との境界に至り、	
	に至り、ここから同境界をほぼ西に進			ここから同境界をほぼ西に進み、旧同	
	み、堀切峠で市道堀切線に出て、同市			郡丹原町と旧小松町との境界に至り、	
	道を平山部落に向かって進み、県道川			ここから同境界を北に進み、三ヶ森三	
	之江大豊線に出る。ここから同県道を			角点 (1,377,6メートル) を経て、更	
	西ないし北に進み、国道192号に出て、			に同境界をほぼ北に進み、林道戸石天	
	同国道を東に進み、市道境目線との交			│ │ ヶ峠線に出る。ここから同林道を東に	
	点に至り、ここから同市道を東ないし			進み、横峰寺へ通じる参道との交点に	
	ほぼ南西に進み、起点に至る線に囲ま			至る。ここから同参道を東に進み、天	
	れた区域			ー ケ峠を経て、更に同参道を北東に進み、	
				間伐作業道横峰天ヶ峠線との交点に至	
金子山下	新居浜市新田町の県道壬生川新居浜	同上		り、ここから同作業道を北東に進み、	
島山休猟	野田線と市道原地庄内線との交点を起			同参道との交点に至る。ここから同参	
☒	点とし、ここから同市道をほぼ南東に			道を北東へ進み、旧西条市と旧小松町	
	進み、県道新居浜港線に出て、同県道			との境界に至り、ここから同境界を南	
	を南に進み、JR四国予讃線に出る。			に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
	ここから同線をほぼ南西に進み、市道			に述り、起系に至る家に固めすりに匹為	
	高山喜来線との交点に至り、ここから		余野小谷	旧周桑郡丹原町と旧同郡小松町との	同 上
	同市道をほぼ西に進み、同市と西条市		休猟区	境界と市道楠窪戸石線との交点を起点	
	との境界で西条市の市道下島山所藪線			とし、ここから同境界を南に進み、三	
	との交点に至り、ここから同市道をほ			ヶ森三角点(1,377,6メートル)を経	
	ぽ西に進み、国道11号西条市バイパス			て、更に同境界を南に進み、横海集落	
	の下島山大橋南端に至り、ここから同			に通じる山道に出る。ここから同山道	
	橋を渡り、市道玉津大谷東線との交点			をほぼ西ないし北西に進み、横海集落	
	に至り、ここから同市道を西に進み、			で県道落合久万線に出て、同県道をほ	
	市道玉津6号線との交点に至り、ここ			ば西ないし北に進み、通称余野谷との 交点に至る。ここから同谷を東に進み、	
	から同市道を西に進み、市道船屋王至			市道小谷線に通じる山道に出て、同山	
	森寺線との交点に至り、ここから同市			道をほぼ北東ないし北に進み、同市道	
	道を北に進み、同バイパスに出て、同			に出る。ここから同市道をほぼ北ない	
	バイパスを東に進み、県道壬生川新居			し北東に進み、市道楠窪線との交点に	
	浜野田線との交点に至り、ここから同			至り、ここから同市道を東に進み、市	
	県道を北ないし東に進み、起点に至る			道楠窪戸石線との交点に至り、ここか	
	線に囲まれた区域(下島山・大谷特定			ら同市道を東に進み、起点に至る線に	
	猟具使用禁止区域の一部及び河北山特			囲まれた区域	
	定猟具使用禁止区域を含む。)		胡金上休	旧越智郡朝倉村と旧同郡玉川町との	同 上
世田山休	西条市と今治市との境界と海岸線と	同 上	朝倉上休 猟区	境界と県道東予玉川線との交点を起点	
猟区	の交点を起点とし、ここからその海岸			とし、ここから同県道をほぼ南東ない	
	線を南西ないし南東に進み、北川河口			しほぼ東に進み、市道浅地黒谷線との	
	に至る。ここから同川左岸を上流に進			交点に至る。ここから同市道を南に進	
	み、成福寺集落を経て、更に同川左岸			み、旧朝倉村と旧東予市との境界に至	
	を上流に進み、周桑今治地区広域農道			り、ここから同境界をほぼ南西に進み、	
	との交点に至る。ここから同農道をほ			旧朝倉村と旧東予市と旧玉川町との境	
	ぽ北西に進み、周越隧道で同境界との			界の交点に至る。ここから旧朝倉村と	
	交点に至り、ここから同境界をほぼ北			旧玉川町との境界をほぼ北に進み、起	
	に進み、世田山を経て、更に同境界を			点に至る線に囲まれた区域	

	1,2000 1 10731 1					المراجع المراج		
阿蘇休猟	今治市菊間町の市道松尾立岩線と県	同	上		白猪休猟	東温市井内の県道美川川内線と市道	同	上
区	道玉川菊間線との交点を起点とし、こ				X	惣田谷線との交点を起点とし、ここか		
	こから同県道をほぽ北東ないし南東に					ら同市道を北東ないし東に進み、瑠璃		
	進み、旧越智郡菊間町と旧同郡玉川町					殿に至り、ここから標高点(594メー		
	との境界に至る。ここから同境界を南					トル)に至る山道を北に進み、同標高		
	ないし西に進み、旧菊間町と旧玉川町					│ │ 点に至る。ここから標高点 (856 Dメ		
	と旧北条市との境界の交点に至り、こ					ートル)に至る稜線を東に進み、同標		
	こから旧菊間町と旧北条市との境界を					高点を経て、更に稜線を東ないし北東		
	西に進み、岩ヶ森三角点(412 9メー					に進み、宝蔵寺地区に通じる山道に出		
	トル)を経て、更に同境界をほぼ西に					て、同山道を北東に進み、国道494号		
	進み、市道松尾立岩線に出る。ここか					に出る。ここから同国道を黒森峠に向		
	ら同市道をほぼ北東に進み、起点に至					かって進み、同市と上浮穴郡久万高原		
	る線に囲まれた区域					町との境界に至り、ここから同境界を		
サ 农自仕						ほぼ南西に進み、林道梅ヶ谷永子線に		
生名島休	越智郡上島町のうち、生名島の全域	同	上			出て、同林道をほぼ北西に進み、県道		
猟区						美川川内線に出て、同県道をほぼ北西		
高野川休	旧伊予郡双海町と旧伊予市との境界	同	上			に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
猟区	と国道378号との交点を起点とし、こ				 上直瀬休	 		上
	こから同境界を東ないし南東に進み、				工旦/根/\ 猟区	大学大部大力局原町直瀬の宗道直瀬 渋草線と県道美川川内線との交点を起	0)	
	旧双海町と旧伊予市と旧同郡中山町と				3H1 (2	点とし、ここから同県道を北西に進み、		
	の境界の交点に至る。ここから旧双海					町道川瀬井内線との交点に至り、ここ		
	町と旧中山町との境界を南東に進み、					から同町道を北西に進み、同県道に出		
	国道56号に出る。ここから同国道をほ					る。ここから同県道を北西に進み、同		
	ぼ南西に進み、県道広田双海線との交					町と東温市との境界に至る。ここから		
	点に至り、ここから同県道をほぼ南西					同境界を東ないし北東に進み、白猪峠		
	に進み、大栄口橋で県道中山双海線と					を経て、更に同境界を南東に進み、東		
	の交点に至り、ここから同県道を南に					温市と旧同郡久万町及び旧同郡面河村		
	進み、市道駄馬奥大栄線との交点に至					との境界の交点に至る。ここから旧久		
	り、ここから同市道をほぼ南に進み、					万町と旧面河村との境界を南に進み、		
	林道大栄支線との交点に至る。ここか					石墨山三角点(1 A56 0メートル)及		
	ら同林道を西ないし北西に進み、林道					び三角点(770.0メートル)を経て、		
	牛の峰奥大栄線との交点に至り、ここ					 県道直瀬渋草線に出て、同県道を南西		
	から同林道をほぼ南西に進み、市道本					 に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
	郷東越線に出る。ここから同市道をほ				1.50.000			
	ぼ北に進み、県道内子双海線に出て、				小黒川休	上浮穴郡久万高原町西谷の県道猪伏	同	上
	同県道をほぼ北に進み、国道378号に				猟区	西谷線の高野橋東端を起点とし、ここ		
	出る。ここから同国道を北東に進み、					から高野川右岸を下流に進み、黒川と		
	起点に至る線に囲まれた区域					の交点に至る。ここから同川右岸を下		
						流に進み、町道落出黒川線の竜宮橋に		
荒木谷休	東温市樋口の県道寺尾重信線と国道	同	上			至る。ここから稜線を南東ないし南に		
猟区	11号との交点を起点とし、ここから同					世み、三角点(1,125.4メートル)で 国有林74林班界に至る。ここから同林		
	国道を西に進み、市道志津川慈光寺線							
	との交点に至り、ここから同市道を北					班界をほぼ南に進み、猪伏鳥獣保護区 界に至り、ここから同区界を南西に進		
	に進み、農道との交点に至り、ここか					み、同県道に出て、同県道を西に進み、		
	ら同農道をほぼ北に進み、同市と松山					の、 向宗道に正 C、 向宗道を四に進め、 起点に至る線に囲まれた区域		
	市との境界に至る。ここから同境界を					起景に主る跡に囲よ10元区域		
	ほぼ北東に進み、福見寺に通じる山道				感応山休	旧大洲市と旧喜多郡長浜町との境界	同	上
	に出て、同山道を東に進み、通称作業				猟区	と県道大洲長浜線との交点を起点とし、		
	道東河原樋谷線との交点に至り、ここ					ここから同境界を北東ないし南東に進		
	から同作業道をほぼ南に進み、県道寺					み、県道藤縄長浜線に出る。ここから		
	尾重信線に出て、同県道をほぼ南に進					同県道を南東に進み、市道藤縄線との		
	み、起点に至る線に囲まれた区域					交点に至り、ここから同市道をほぼ南		
I				Ш			L	

	に進み、市道有ノ木蛙ヶ峠線との交点			1		幡浜線と国道378号との交点に至り、		
	に至り、ここから同市道を南西に進み、					ここから同国道を北東に進み、県道八		
	市道新谷八多喜新町線との交点に至る。					 幡浜宇和線との交点に至る。ここから		
	ここから同市道をほぼ南東に進み、市					│ 。。 │ 稜線を南に進み、深山三角点(423.5		
	道内通り長浜線との交点に至る。ここ					 メートル)を経て、両市の境界に至り、		
	から同市道を西に進み、県道菅田五郎					 ここから同境界を南西に進み、起点に		
	停車場線に出て、同県道を北西に進み、					至る線で囲まれた区域及び八幡浜市の		
	県道大洲長浜線との交点に至り、ここ					ねずみ島、岡蕪島、沖蕪島、粟の小島、		
	から同県道を北西に進み、起点に至る					大島、三王島、地大島、貝付小島並び		
	線に囲まれた区域					に西予市の巴理島全域		
	MICHOLD WILLIAM					[2] THOO EARLY		
鎌倉山休	喜多郡内子町城廻の国道56号と町道	同	上		岩木・中	西予市と八幡浜市との境界と市道多	同	上
猟区	田中線との交点である田中橋交差点を				川休猟区	田地区125号線との交点を起点とし、		
	起点とし、ここから同町道を北西に進					ここから同市道をほぼ東に進み、県道		
	み、県道内子双海線に出る。ここから					伊延永長線に出て、同県道を東ないし		
	同県道をほぼ北西に進み、県道串中山					ほぼ南に進み、市道中川地区109号線		
	線との交点に至り、ここから同県道を					との交点に至る。ここから同市道を南		
	ほぼ北西に進み、同町と伊予市との境					西ないし南東に進み、市道中川地区103		
	界に至り、ここから同境界を北東ない					号線との交点に至り、ここから同市道		
	し南に進み、同国道に出る。ここから					をほぼ南西に進み、市道1級路線3号		
	同国道を南西に進み、起点に至る線に					線との交点に至り、ここから同市道を		
	囲まれた区域					 南西ないしほぼ北西に進み、県道八幡		
						│ │ 浜宇和線を横断して、県道挟間上松葉		
上田渡休	喜多郡内子町大瀬と同町吉野川との	同	上			線に出て、同県道を西ないしほぼ南西		
猟区	境界と国道379号との交点を起点とし、					に進み、市道石城地区198号線との交		
	ここから同境界をほぼ北に進み、同町					点に至り、ここから同市道をほぼ南西		
	と伊予郡砥部町との境界に至り、ここ					ないし南東に進み、県道宇和三瓶線に		
	から同境界をほぽ北東に進み、県道久					はいり日来に進め、宗道子和二州家に 出て、同県道をほぼ南西に進み、西予		
	万中山線に出て、同県道を東に進み、							
	町道倉谷倉頭線との交点に至る。ここ					市宇和町と同市三瓶町との境界に至る。		
	から同町道をほぼ南東に進み、通称玄					ここから同境界をほぼ北に進み、西予		
	台越え山道との交点に至り、ここから					市と八幡浜市との境界に至り、ここか		
	同山道を南東に進み、町道大平高山畑					ら同境界を東ないし北に進み、起点に		
						至る線に囲まれた区域(小原地区特定		
	谷線に出て、同町道をほぼ南東に進み、			1 1		l		
	谷線に出て、同町道をはは南東に進み、 国道380号に出る。ここから同国道を					猟具使用禁止区域及び杢所地区鉛製銃		
						猟具使用禁止区域及び杢所地区鉛製銃 弾使用禁止区域を含む。)		
	国道380号に出る。ここから同国道を				中筋・貝		同	 上
	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で				中筋・貝吹休猟区	弾使用禁止区域を含む。)	同	上
	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原				中筋・貝吹休猟区	弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線	同	上
	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進					弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、	同	上
	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。					弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同	同	上
	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379					弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角	同	Ŀ
	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、					弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同	同	上
	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379					弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(6688メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市	同	上
川上真穴	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、	同	Ł			弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西	同	£
川上真穴 二及休猟	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、 起点に至る線に囲まれた区域	同	Ŀ			弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西 に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交	同	£
川上真穴二及休猟区	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、 起点に至る線に囲まれた区域	同	Ŀ			弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西 に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南東	同	£
二及休猟	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、 起点に至る線に囲まれた区域 八幡浜市と西予市との境界上の飯之 山三角点(345.6メートル)を起点と	同	Ł			弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西 に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南東 ないし南西に進み、市道鎌田線との交	同	£
二及休猟	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、 起点に至る線に囲まれた区域 八幡浜市と西予市との境界上の飯之 山三角点(345.6メートル)を起点と し、ここから稜線を東ないし南に進み、	同	£			弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西 に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南東 ないし南西に進み、市道鎌田線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南西	同	£
二及休猟	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、 起点に至る線に囲まれた区域 八幡浜市と西予市との境界上の飯之 山三角点(345.6メートル)を起点と し、ここから稜線を東ないし南に進み、 堂ケ森(317.1メートル)を経て、更	同	Ŀ			弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西 に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南東 ないし南西に進み、市道鎌田線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南西 に進み、県道宇和野村線に出て、同県	同	Ŀ
二及休猟	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、 起点に至る線に囲まれた区域 八幡浜市と西予市との境界上の飯之 山三角点(345.6メートル)を起点と し、ここから稜線を東ないし南に進み、 堂ケ森(317.1メートル)を経て、更 に稜線を南西ないし南に進み、同市三	同	Ł			弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西 に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南東 ないし南西に進み、市道鎌田線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南西 に進み、県道宇和野村線に出て、同県 道をほぼ南西に進み、起点に至る線に	同	Ŀ
二及休猟	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、 起点に至る線に囲まれた区域 八幡浜市と西予市との境界上の飯之 山三角点(345.6メートル)を起点と し、ここから稜線を東ないし南に進み、 堂ケ森(317.1メートル)を経て、更 に稜線を南西ないし南に進み、同市三 瓶町朝立と同町垣生との境界で海岸線	同	£			弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西 に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南東 ないし南西に進み、市道鎌田線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南西 に進み、県道宇和野村線に出て、同県	同	£
二及休猟	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、 起点に至る線に囲まれた区域 八幡浜市と西予市との境界上の飯之 山三角点(345.6メートル)を起点と し、ここから稜線を東ないし南に進み、 堂ケ森(317.1メートル)を経て、更 に稜線を南西ないし南に進み、同市三 瓶町朝立と同町垣生との境界で海岸線 に出る。ここからその海岸線を南西に	同	£			弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西 に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南東 ないし南西に進み、市道鎌田線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南西 に進み、県道宇和野村線に出て、同県 道をほぼ南西に進み、起点に至る線に	Image: control of the	
二及休猟	国道380号に出る。ここから同国道を 東ないし南西に進み、内子町日野川で 通称植木越え山道との交点に至り、こ こから同山道を北西に進み、町道桜原 植木線に出て、同町道をほぼ北西に進 み、町道中田渡桜原線との交点に至る。 ここから同町道を西に進み、国道379 号に出て、同国道をほぼ南西に進み、 起点に至る線に囲まれた区域 八幡浜市と西予市との境界上の飯之 山三角点(345 6メートル)を起点と し、ここから稜線を東ないし南に進み、 堂ケ森(317 .1メートル)を経て、更 に稜線を南西ないし南に進み、同市三 瓶町朝立と同町垣生との境界で海岸線 に出る。ここからその海岸線を南西に 進み、須崎を経て、更にその海岸線を	同	Ł		吹休猟区	弾使用禁止区域を含む。) 西予市野村町蔵良の県道宇和野村線 と県道大洲野村線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北西に進み、同 市と大洲市との境界に至り、ここから 同境界をほぼ東に進み、御在所山三角 点(668 8メートル)を経て、更に同 境界を南東ないしほぼ北東に進み、市 道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西 に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南東 ないし南西に進み、市道鎌田線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ南西 に進み、県道宇和野村線に出て、同県 道をほぼ南西に進み、起点に至る線に 囲まれた区域		Ŀ

	1 1-22=0 1 1.07 3 1 1.12			>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	土居線との交点に至り、ここから同市			線に出る。ここから同県道を南西ない		
	 道を北に進み、市道新開呉野々線との			 し北西に進み、県道宿毛津島線との交		
	 交点に至る。ここから同市道をほぼ北			│ │ 点に至り、ここから同県道を北西に進		
	 に進み、市道呉野々下里線との交点に			 み、国道56号に出る。ここから同国道		
	 至り、ここから同市道を北ないし北東			を北に進み、市道松尾線との交点に至		
	に進み、市道窪野線との交点に至り、			り、ここから同市道をほぼ北に進み、		
	ここから同市道を北東に進み、市道程			起点に至る線に囲まれた区域(山財ダ		
	野線との交点に至る。ここから同市道			ム特定猟具使用禁止区域を含む。)		
	をほぼ南東に進み、林道熊の谷線との			A11元派共区/11宗正区《飞日号。)		
	交点に至り、ここから同林道をほぼ南		広見休猟	北宇和郡鬼北町と同郡松野町との境	同	上
	東に進み、同林道の終点に至り、ここ		区	界とJR四国予土線との交点を起点と		
	から南東に約30メートル進み、稜線に			し、ここから同線を北西に進み、国道		
	型の			441号との交点に至り、ここから同国		
				道をほぼ北東に進み、町道出目本町線		
	高点(756.6メートル)を経て、更に 弱 稜線を西ないし南西に進み、三角点			との交点に至る。ここから同町道をほ		
	りょう			ぼ南東に進み、国道320号に出て、同		
 	(733.5メートル)を経て、更に稜線			国道を東に進み、町道新田豊永線との		
	を南西に進み、標高点(562 2メート			交点に至る。ここから同町道を北東な		
	ル)を経て、更に稜線をほぼ南西ない			いし東に進み、同国道に出て、同国道		
 	し西に進み、同国道に出て、同国道を			をほぼ北ないし東に進み、町道小松延		
	北西に進み、起点に至る線に囲まれた			川線との交点に至る。ここから同町道		
	区域			を南に進み、県道下鍵山松野線に出て、		
二名休猟	宇和島市と北宇和郡鬼北町との境界	同上		同県道を西に進み、町道長穂線との交		
区	とJR四国予土線との交点を起点とし、			点に至る。ここから同町道を南に進み、		
	ここから同線を北西に進み、同線二名			戸祇御前山三角点 (946 .1メートル)		
	駅で市道波岡中野線との交点に至る。			に通じる山道との交点に至り、ここか		
	ここから同市道を北に進み、市道川之			りょう ら同山道を稜線に沿ってほぼ南ないし		
	内中野線との交点に至り、ここから同			南東に進み、同山で旧同郡広見町と旧		
	市道を北に進み、市道宮野下川之内線			同郡日吉村との境界に至り、ここから		
	との交点に至る。ここから同市道を北			同境界を南東に進み、鬼北町と松野町		
	 に進み、市道山ノ神線との交点に至り、			との境界に至り、ここから同境界を南		
	 ここから同市道をほぽ北に進み、西予			西ないし西に進み、起点に至る線に囲		
	 市野村町深山に通じる山道との交点に			 まれた区域(広見岩谷特定猟具使用禁		
	 至り、ここから同山道を谷沿いに北な			 止区域を含む。)		
	 いし北東に進み、宇和島市と西予市と		## 111 /# XIV	+		_
	 の境界に至る。ここから同境界を東に		菊川休猟	南宇和郡愛南町御荘平城の和口橋西	同	上
	│ │ 進み、三角点(897.0メートル)を経		☒	端を起点とし、ここから県道猿鳴平城		
	 て、更に同境界を北東に進み、宇和島			線を西に進み、町道平城八幡野線との		
	 市と西予市と鬼北町との境界の交点に			交点に至り、同町道を西に進み、国道		
	至る。ここから宇和島市と鬼北町の境			56号に出て、同国道をほぼ西に進み、		
	界をほぼ南東に進み、三角点(762 9			町道長崎本線との交点に至り、同町道		
	メートル)を経て、更に同境界を南な			を南西に進み、町道長崎港線に至り、		
	いし北西に進み、三角点(378 8メー			同町道を南西に進み、長崎防波堤で海		
	トル)を経て、更に同境界を南西に進			岸線に出る。ここからその海岸線を西		
	み、起点に至る線に囲まれた区域			ないし北に進み、旧同郡御荘町と旧同		
	ID Herbita apple to an in the control of the contro			郡内海村との境界に至り、ここから同		
野井・山	旧北宇和郡津島町と旧宇和島市との	同 上		境界を北東に進み、金剛山三角点(539 4		
┃ 財休猟区 ┃	境界と市道松尾線との交点を起点とし、			メートル)を経て、旧御荘町と旧内海		
	ここから同境界をほぼ南東ないし北東			村と旧同郡城辺町との境界の交点に至		
	に進み、権現山三角点(952 4メート			る。ここから旧御荘町と旧城辺町との		
	ル)を経て、鬼が城山(1,151メート			境界を南東ないし南に進み、和口山三		
	ル)に至る。ここから谷をほぼ南西に			角点(697.7メートル)に至る。ここ		
	進み、市道御代ノ川線に出て、同市道			から稜線を南西ないし南東に進み、石		
	をほぼ南西に進み、県道御代の川清重			鎚山三角点(579 Dメートル)、平山		

三角点(303 8メートル)及び松軒山 三角点(190 3メートル)を経て、愛 南町御荘和口で金比羅神社に至る。こ こから同神社参道を東に進み、和口川 に出て、同川右岸を下流に進み、起点 に至る線に囲まれた区域

○愛媛県告示第1150号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等 をすることができる区域を指定する。

- 114. - C. 114.

平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

区域	存続期間	捕獲等をするこ とができる特定 鳥獣の種類
四国中央市地内の上柏池之 尾休猟区の全域	平成26年11月 1日から平成 29年3月31日 まで	イノシシ、二ホンジ カ
四国中央市地内の折宇休猟 区の全域	同上	同上
四国中央市地内の川滝休猟 区の全域	同上	同上
新居浜市及び西条市地内の 金子山下島山休猟区の全域	同上	同上
西条市地内の世田山休猟区 の全域	同上	同上
西条市地内の谷ヶ内休猟区 の全域	同上	同上
西条市地内の余野小谷休猟 区の全域	同上	同上
今治市地内の朝倉上休猟区 の全域	同上	同上
今治市地内の阿蘇休猟区の 全域	同上	同上
越智郡上島町地内の生名島 休猟区の全域	同上	同上
伊予市地内の高野川休猟区 の全域	同上	同上
東温市地内の荒木谷休猟区 の全域	同上	同上
東温市地内の白猪休猟区の 全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町地内の 上直瀬休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町地内の 小黒川休猟区の全域	同上	同上
大洲市地内の感応山休猟区 の全域	同上	同上

喜多郡内子町地内の鎌倉山 休猟区の全域	同上	同上
喜多郡内子町地内の上田渡 休猟区の全域	同 上	同上
八幡浜市及び西予市地内の 川上真穴二及休猟区の全域	同上	同上
西予市地内の岩木・中川休 猟区の全域	同上	同上
西予市地内の中筋・貝吹休 猟区の全域	同上	同上
西予市地内の土居休猟区の 全域	同上	同上
宇和島市地内の二名休猟区 の全域	同上	同上
宇和島市地内の野井・山財 休猟区の全域	同上	同上
北宇和郡鬼北町地内の広見 休猟区の全域	同上	同上
南宇和郡愛南町地内の菊川 休猟区の全域	同上	同上
休猟区の全域 南宇和郡愛南町地内の菊川	.,	

○愛媛県告示第1151号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を 指定する。

平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区域	存続期間	禁止に係る特 定猟具の種類
正木谷	新居浜市大生院の王神社鳥居を	平成26年	銃 器
特定猟	起点とし、通称正法寺山稜線を南	11月1日	
具使用	に進み、六地蔵三角点(568.1メ	から平成	
禁止区	ートル) に至り、ここからマゴジャ	36年10月	
域	谷及びこれに続く正木谷西の稜線	31日まで	
	沿いの山道をほぼ北に進み、起点		
	に至る線に囲まれた区域		
本谷公	西条市河之内の市道三芳河之内	同上	同上
園特定	線と市道才土線との交点を起点と		
猟具使	し、ここから同市道を約250メー		
用禁止	トルほぼ南東に進み、ここから稜		
区域	線を南に進み、標高点(313.9メ		
	ートル)を経て、更に稜線を南西		
	に進み、大袋谷に至る。ここから		
	稜線を南ないし南西に進み、弓場		
	谷に至り、ここから同谷を約40メ		
	ートル南東に進み、ここから稜線		
	を南西に進み、東谷川に出て、同		
	川左岸を下流に進み、市道国山線		
	との交点に至る。ここから同市道		

	平成20年10月14日				<u> </u>
	を西に進み、市道大地線との交点 に至り、ここから同市道をほぼ東 に進み、市道三芳河之内線との交 点に至り、ここから同市道をほぼ 北東に進み、起点に至る線に囲ま れた区域				
湯特具禁域・川瀬用区	松山市末町の国道317号と思点と 松山東部環状線との交点を起底とし、グリーンピルズ湯の山工レイリー前を経て、東田に同県道を北西に進み、クリーンピルズ湯の山工レイリー間に向いて、東田に約200メートル進み、日間のでは、日本の交点に至る。ここのが北西に数では、日本の交点に至る。ここのでは、日本の交点に至至り、市道場は、日本のでは、日本のは、日本の国道を、日本のは、日本の国道を、日本のは、日本の国道を、日本の国道を、日本の国道を、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の国道を、日本の国道は、日本の国道を、日本の国道は、日本の国は、日本	同	£	同	£
大池周 辺特具使 用禁址 区域	松山市北梅本の県道松山川内線と市道小野8号線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、悪社川を越えた最初の農道との交点に至り、ここから同農道を北に進み、市道小野39号線に出て、同市道を北に進み、市道小野11号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道小野9号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道小野146号線と	同	£	同	上

	の交点に至り、ここから同市道を 北東に進み、市道小野 8 号線との 交点に至る。ここから同市道を南 ないし西に進み、起点に至る線に 囲まれた区域				
夫婦雅 特定猟 具使用 域	西予市宇和町新城の市道(宇)田之筋地区71号線と県道鳥坂宇和線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、市道(宇)田之筋地区69号線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く養鶏場に通じる里道(通称新高線)をほぼ東に進み、農地と林野との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、墓地を経て、市道(宇)田之筋地区71号線に出て、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	£	同	£
山財ダ ム特定 猟具使 用禁止 区域	宇和島市津島町山財の山財ダム えん堤北端を起点とし、ここから 市道山財ダム循環線をほぼ北東に 進み、横平橋東端で県道御代の川 清重線に出て、同県道をほぼ南西 に進み、同えん堤南端に至り、こ こから同えん堤を渡り、起点に至 る線に囲まれた区域	同	Ŀ	同	上

○愛媛県告示第1152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医 療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	変更年月日
変 更 前	変 更 後	发更年月日
ひまわり薬局	西予ひまわり薬局	平成26年10月1日

○愛媛県告示第1153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道	路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	久米垣生線	松山市余戸東四丁目3074番 2 から	旧	メートル 73~105	キロメートル 0 015	
宗	旦	入小坦土林	同市余戸東四丁目3073番3まで	新	7 8~16 .1	0 .015	
県	道	松山松前伊予線	松山市余戸町780番3から	IΒ	8 6~11 3	0 .043	
- 朱		14日14日刊デリイ会体	同市余戸中六丁目3298番 2 まで	新	10 0~11 9	0 .043	

○愛媛県告示第1154号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・肝臓機能障害	内科	愛媛医療生活協同組 合新居浜協立病院	大	木	早	人	新居浜市若水町1丁目7-45	平成26年 10月 1 日

○愛媛県告示第1155号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

							旧		所		在	地				新		所	f	在		地		変更	
	医	師	氏	名		病院又	スは診	療所(の名称		同。	生 所 右	地		病院又	なは診	療所の	D名称	7	同	左所	f 在	地	年月日	
ħ		藤	雅	紀	西	条	中	央	病	院	西条市朔日	市804		加	藤	整	形	外	科	宇和島市	和霊元	[周] 4 ⁻	丁目2番	平成26年 4月1日	:

○愛媛県告示第1156号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成26年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

i	診断した	身体障	害の種類	頁	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	届出年月日
肢	体	不	自	由	整形外科	医療法人里久会土居 内科外科医院	±	居	昌	回	喜多郡内子町平岡甲135 - 1	平成26年 9 月29日

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成26年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	正	後							改	正	前			
別表第1の	1 (第 2	条関係)						另	表第1の1	(第2	条関係)					
		全日制の課程	₹		定時制の	課程				:	全日制の課程	₹		定時制の	課程	
学校名	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		学校名	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
川之江高 等学校	3年	普通科	880	<u>3年</u> 以上	省略				川之江高 等学校	3年	普通科	920	<u>4年</u>	省略		
省略									省略							
新居浜東高等学校	3年	普通科	880						新居浜東 高等学校	3年	普通科	920				

当略							省略						╀
西条高等	3年	普通科	<u>680</u>	3年	省略		西条高等	3年	普通科	<u>720</u>	<u>4年</u>	省略	
学校				<u>以上</u>			学校						
		理数科	120						理数科	120			
		商業科	120						商業科	120			
当略							省略						l
今治西高	3年	普通科	960	3年	省略		今治西高	3年	普通科	960	<u>4年</u>	省略	İ
等学校				<u>以上</u>			等学校						
今治南高	3年	普通科	<u>680</u>				今治南高	3年	普通科	<u>720</u>			Ī
等学校		園芸ク	120				等学校		園芸ク	120			
		リエイ							リエイ				
		卜科							卜科				
今治北高	3年	普通科	600				今治北高	3年	普通科	600			
等学校		商業科	120				等学校		商業科	120			
									事務科	40			
									情報処	40			
									理科	40			
		情報ビ	120						注刊 情報ビ	80			
		ジネス	120						ジネス	80			
		科							科				
 当略							省略						1
	3年		120				今治工業	3年	 機械科	120			t
3.61 高等学校		電子機	80				高等学校		電子機	120			
		械科	30						械科	120			
		電気科	120						電気科	120			
		情報技 術科	120						情報技 術科	120			
			400							400			
		環境化 学科	120						環境化 学科	120			
			120							120			
		繊維デ ザイン	120						繊維デ ザイン	120			
		科							科				
 当略							省略						\dagger
	3年	 総合学	760				北条高等	3年	総合学	800			+
心乐同寺 学校	34	総合子科	700				学校	34	総合子科	500			
, 八 当略							省略						\dagger
 低部分校	3年	デザイ	120				低部分校	3年	デザイ	160			+
ᄴᆈᄄᄼᅬᅜ		ン科	120				rwur/J 1X		ン科	100			
 当略							省略						\dagger
 公山工業	3年	機械科	120	3年	省略		松山工業	3年	機械科	120	4年	省略	\dagger
5年学校 5年学校		1/X1/X1T	120	以上	= *u		高等学校		178/17K1	120	' +	- F	
		電子機	120						電子機	120			
		械科	120						械科	120			
		電気科	120						電気科	120			
		情報電 子科	120						情報電 子科	120			1

	T11X20	14 LOUD 14 L				 	 <u> </u>					7014-
	Ĭ	工業化	120						工業化	120		
		学科							学科			
		建築科	120						建築科	120		
		土木科	120						土木科	120		
		繊維科	120						繊維科	120		
松山商業	3年	商業科	240		省略		松山商業	3年	商業科	240	4年	省略
高等学校				以上			高等学校					
		流通経	360						流通経	360		
		済科							済科			
		国際経	120						国際経	120		
		済科							済科			
		情報ビ	360						情報ビ	360		
		ジネス 科							ジネス 科			
 省略		17					省略		177			
	3年	生産科	120				大洲農業	3年	生産科	120		
高等学校		学科					高等学校		学科			
		食品化	40						食品化	80		
		学科	=						学科	-		
		生活科	40						生活科	80		
		学科	_						学科			
		食品デ	<u>80</u>						食品デ	40		
		ザイン							ザイン			
		科							科			
当略							省略					
八幡浜高	3年	普通科	480		省略		八幡浜高	3年	普通科	480	<u>4年</u>	省略
等学校				<u>以上</u>			等学校					
		商業科	<u>200</u>						商業科	<u>240</u>		
八幡浜工	3年	機械科	<u>40</u>				八幡浜工	3年	機械科	<u>80</u>		
業高等学		機械土	<u>80</u>				業高等学		機械土	<u>40</u>		
校		木工学					校		木工学			
		科							科			
		電気技	120						電気技	120		
		術科							術科			
		土木科	<u>40</u>						土木科	<u>80</u>	<u> </u>	
当略							省略			<u> </u>		
宇和島東	3年	普通科	<u>360</u>	省略			宇和島東	3年	普通科	<u>400</u>	省略	
高等学校		理数科	120				高等学校		理数科	120		
		商業科	240						商業科	240		
		情報ビ	120						情報ビ	120		
		ジネス							ジネス			
		科							科			
省略							省略					
津島高等	3年	普通科	<u>240</u>				津島高等	3年	普通科	<u>280</u>		
学校							学校					
	1	******	140				南宇和高	3年	普通科	480		
南宇和高	3年	普通科	<u>440</u>									

備考 1 省略

別表第4(第4条関係)

学校名	学がう育対者の象	部		修業年限	学科	生徒定員
省略						
宇和特別支援	省略					
学校	知的 障害 者	省略				
	肢体	小学部		6年		
	不自	中学	≦部	3年		
	<u>由者</u>	高 等 部	<u>本科</u>	3年	普通科	<u>24</u>
新居浜特別支	知的	省	\$			
援学校	障害 者	疤 等 骀	本科	3年	普通科産業科	<u>64</u> <u>24</u>
川西分校	肢体	小学	全部	6年		
	<u>不自</u>	中学部		3年		
	<u>由者</u>	高等船	<u>本科</u>	3年	普通科	<u>24</u>

備考 省略

備考 1 省略

2 第1学年の入学定員は、生徒定員をそれぞれの修業年限(<u>単位制による課程のうち</u>定時制の課程<u>であるもの</u>にあつては、4)で除して得た数とする。ただし、教育長が災害その他特別の事情により特に必要があると認める学校の学科については、教育長が教育的配慮をして定める枠外定員を加えた員数をもつて、当該学校の学科の第1学年の入学定員とすることができる。

別表第4(第4条関係)

学校 が行う教育の対象者 部 「修業年限」学科」を注意を定します。 省略 字和特別支援学校 省略 日本							
宇和特別支援 省略	学校名	が行う教育の対象	部			学科	
学校 知的 障害者 新居浜特別支援学校 知的 障害者 海 1 本科 3年 普通科 産業科 16	省略						
新居浜特別支 援学校 障害 者 高 本科 3年 普通科 <u>56</u> 產業科 <u>16</u>	宇和特別支援	省略					
援学校 障害 高 本科 3 年 普通科 <u>56</u>	学校	障害	省略				
援学校 障害 高 本科 3 年 普通科 <u>56</u>							
援学校 障害 高 本科 3 年 普通科 <u>56</u>							
者 等 産業科 <u>16</u>	新居浜特別支	知的	省略	各			
	援学校		等	本科	3年		

備考 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - (高等学校の入学定員の特例)
- 2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成27年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程						
子权有	学科	入学定員					
川之江高等学校	普通科	280					
新居浜東高等学校	普通科	280					
西条高等学校	普通科	200					
今治南高等学校	普通科	200					

北条高等学校	総合学科	240
大洲農業高等学校	食品デザイン科	40
八幡浜高等学校	商業科	40
八幡浜工業高等学校	機械土木工学科	40
南宇和高等学校	普通科	120

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	供 字		
子仪石	学科	備考		
今治工業高等学校	電子機械科	平成27年度から生徒募集を停止		

(特別支援学校の入学定員の特例)

4 別表第4備考本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成27年度における第1学年の入学定員は、 当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学校が行う教 育の対象者	部		学科	入学定員
新居浜特別支援 学校	知的障害者	高等部	本科	普通科	24

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

平成27年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように 定める。

平成26年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

平成27年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項

平成27年度愛媛県県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 1 平成27年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産 に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科 について、一括して募集すること(以下「くくり募集」という。) ができる。

また、理数科については、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則 (昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによ る。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

平成27年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の 募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、 定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位を もって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。 ア 平成27年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又

は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修 てした者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、平成27年2月19日(木)午前9時から同月 25日(水)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日 を除く日の午前9時から午後4時まで(同月25日(水)に あっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- イ 保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、 (5)の志願変更期間中も出願することができる。
- (3) 出願制限
 - ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願 することはできない。
 - イ 入学志願者は、次の(ア)又は(4)に該当する場合を除いては、 二つ以上の学科に出願することはできない。
 - (ブ) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関

する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(4) 理数科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科 を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料(全日制の課程2 200 円、定時制の課程950円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接)、志願先の高等学校の校長(以下「志願先高等学校長」という。)に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

- (ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県県立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、愛媛県県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う子女の入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中(保護者の転勤に伴う子女の志願変更期間中の出願にあっては、志願変更期間中)に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成27年1月14日(水)までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成27年1月21日(水)までに教育長に提出し、協議するものとする。

- エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上の長期 欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由 等を記載した自己申告書(厳封すること。)を入学願書に 添え、志願先高等学校長に提出することができる。
- オ 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次 のとおりとする。
 - (ア) 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成27年 1月14日(水)までに海外帰国子女取扱措置願を志願先 高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを 得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事 情を記した事由書を添えて提出するものとする。
 - (イ) 高等学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成27年1月21日(水)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。
 - (ウ) 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有す

る者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から平成27年2月18日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を 希望するものは、平成27年2月26日(木)午前9時から同年 3月4日(水)正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることがで きる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ 志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1250円)に 相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同年3月4日(水)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成27年2月26日(木)午前9時から同年3月4日(水)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア調査書

イ 学習成績等一覧表

- (2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学 志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成27年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(平成26年5月16日愛媛県教育委員会公告)1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部 分校デザイン科(以下「工業に関するデザイン科」という。) の入学志願者(当該学科を第2志望とする者を含む。(3)にお いて同じ。)に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、 内容については、当日指示する。

(3) 面接

- ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。
- イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期	日	時	間	教	科	等		
		9:00-	9:30	点呼・受検上の注意				
		9 :45 -	- 10:30	Ш	E	語		
平成27年	Ę	10:45	- 11:10		Ē	語(作文)		
3月11日	3(水)	11:25	- 12:15	Ŧ	里	科		
		12:15	- 13:10	(星		食)		
		13:15	- 14:05	?	±	会		
		9:00-	9:30	点呼	・受検.	上の注意		
		9 :45 -	- 10:35	娄	女	学		
平成27年	E	10:50	- 11:50	ţ	Ę	語		
	3月12日(木)	11:50 -	~ 12:50	(星	<u> </u>	食)		
		13:00 -	~	(工業に	国 関する ては、)終了	接 デザイン科 実技テスト 後に面接)		

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

- (1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実 技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を 踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に 判定して入学者を選抜する。
- (2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を15倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。
- (4) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。
- (ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及 び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定 めるものとする。
- (エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点(以下「A」という。)、調査書点に基づく得点(以下「B」という。)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点(以下「C」という。)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科、専門学科(理数科を 【理数科、総合学科】除く、)】

赤 \	• •) 1													
油比	満点の 比率		得算と乗 をすきじ る		A、B、C のそれぞれ		油比	点() ()	の		はすきし	のも	B、 それる 場点		
Α	В	С	Α	В	Α	В	С	Α	В	С	Α	В	Α	В	С
6	2	2			300	100	100	6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100	5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150	5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100	4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	135	200	150	150	4	3	3	300	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200	4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150	3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200	3	3	4			150	150	200

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
 - 2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に

50y 135 を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、 2とした場合

A = 学力検査の成績 \times $\frac{300}{250}$ (300点満点)

B = 調査書点 $\times \frac{100}{135}$ (100点満点)

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算(100点満点)

イ 定時制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。
- (イ) 調査書点は、135点満点とする。
- (ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、 高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜 の方法のみによって全ての合格者を決定することができ る。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点 については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長 が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。 第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表 のとおり。

	満点の 比率			をすきじ		、B、C それぞれ 満点			
Α	В	C	Α	В	Α	В	С		
6	2	2			300	100	100		
5	3	2			250	150	100		
5	2	3			250	100	150		
4	4	2	50x	50y	200	200	100		
4	3	3	150	135	200	150	150		
4	2	4			200	100	200		
3	4	3			150	200	150		
3	3	4			150	150	200		

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
 - 2 学力検査の成績に 50x を乗じてAを、調査書点に 50y 135 を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること (小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)。
- (3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、第3の3(4)オ(4)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、
 - (1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、 当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に 判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学 校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定 員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成27年3月18日(水)午前10時に、当該 高等学校において、受検番号を掲示して行う。

- 8 学力検査の得点等の口頭による開示請求
- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例 (平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、 口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成27年 3月18日(水)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時(平成27年3月18日(水)にあっては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までの間に、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成27年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科に ついて実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位を もって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

- ア 推薦入学を志願できる者は、平成27年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。
 - (ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
 - (4) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。
 - (ウ) 人物が優れていること。
 - (エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。
 - (オ) 次の要件のいずれかに該当すること。
 - a 特別活動において優れた実績を有すること。
 - b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。
 - c 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者に あっては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それ ぞれの学科に関連した教科において秀でていること。
- イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成27年1月23日(金)午前9時から同月30日(金)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月30日(金)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

- ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。
- イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料(2 200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票

及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自 己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等 学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

- (1) 調査書
- (2) 推薦書
- 5 作文、小論文、面接、集団討論等
- (1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから 少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくと も一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施 内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前 に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技 テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、 内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期	B	時 間	作文・小論文、面接・集団討論 等						
		9:00~	点呼・受検上の注意						
平成27年		点呼・受検上 の注意終了後	作文・小論文						
2 A 9 C	1(H)	作文・小論文 終了後	面接・集団討論 (工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト(30分)終了 後に面接・集団討論)						

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、 面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学 校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選 抜する。

7 合格内定者の通知

- (1) 高等学校長は、平成27年2月17日(火)午前10時から同月19日(木)正午までの間に、在籍中学校長に選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格者内定通知書を交付する。
- (2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。
- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、 入学確約書を平成27年2月23日(月)正午までに志願先高等 学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成27年3月18日(水)午前10時に、当該 高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成27年3月11日(水)及び12日(木)に実施した一般入学 者選抜(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募 集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を 行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を 第2次募集の募集人員とし、平成27年3月18日(水)午前10時 に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成27年3月19日(木)午前9時から同月27日(金)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月27日(金)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (3) 出願制限及び出願手続 第1次募集の場合に準ずる。
- (4) 志願変更 志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成27年 3月19日(木)午前9時から同月27日(金)正午までとし、学 習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期	日	時	間	教	科	等
		9:30~	- 10:00	点呼・	受検上	この注意
		10:15 ~	- 10:45	国		語
平成27年 4月2日		11:00 ~	- 12:00	社会・数学	学・理学を選	科・英語の 択受検
		12:00 ~	- 13:00	(昼		食)
		13:10 ~	-	面		接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成27年4月3日(金)午前10時に、当該 高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求 第1次募集の場合に準ずる。ただし、口頭による開示請求を することができる期間は、平成27年4月3日(金)から1月間 とする。

第6 その他

- 1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 2 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項 は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第3号

平成27年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成26年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

平成27年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成27年度愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成27年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 160名 愛媛県立松山西中等教育学校 160名 愛媛県立宇和島南中等教育学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則 (平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 る。

- (1) 平成27年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 平成27年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成26年12月12日(金)午前9時から同月18日 (木)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月18日(木)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2 200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒(長形3号とし、必ず宛先を明記して82円切手を貼ること。)を添え、在籍する小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先の中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校長」という。)に提出しなければならない。
- (2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。
- (3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。
 - イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた 者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願 2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される 者が志願する場合には、平成26年12月5日(金)までに作文、 適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長

に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成26年12月11日(木)までに教育長に提出し、協議するまのとする

- (5) 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。
 - ア 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成26年12月 5日(金)までに海外帰国子女取扱措置願を志願先中等教育 学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事 情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事 由書を添えて提出するものとする。
 - イ 中等教育学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成26年12月11日(木)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。
 - ウ 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者 又は平成27年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、 帰国後の期間(帰国した日から平成26年12月11日までの期間 をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間 が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。た だし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護 者に代わる身元引受人がいる者に限る。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を平成26年12月26日(金)又は平成27年 1月5日(月)から同月6日(火)までの午前9時から午後4 時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校長は、平成26年12月26日(金)から平成27年1月6日(火)までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を 行う。

(1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価すると ともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うも のとする。

(3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(4) 期日及び日程

			,					
期	日	時	間	検 査 等				
平成27年 1月9日	年 日(金)	8 :50		集 合 (志願先中等教育学校体育館)				
		9:00~	9:25	点呼、受検上の注意				
		9:40~1	0:30	作 文				
		10:50 ~ 1	1:50	適 性 検 査				
		11:50 ~ 1	2:40	(昼 食)				
		12:40~		面接				

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

- (6) 受検に当たっての留意事項
 - ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室する こととし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則とし てその時間の検査等を受検できないものとする。
 - イ 当日の持参品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消し ゴム、定規、下敷き(無地)、弁当

ウ イの持参品以外のもの (計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性 検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏 まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定 者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。
 - ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。
 - イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。
- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が 生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するた めの補助資料として扱うものとする。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。
- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を 講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわら ず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲 や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、平成27年1月16日(金)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
- (2) 中等教育学校長は、平成27年1月16日(金)午前9時から同月20日(火)正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

12 選考結果の口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成27年1 月16日(金)から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月16日(金)にあっては、午前9時)から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点
- 13 入学予定者の手続等
 - (1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成27年1月16日(金)の入学予定者の発表後から同月23日(金)午後4時まで(受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の 提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するもの とする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入 学予定者の住所の存する市町村(一部事務組合を含む。以下 同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ 就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け 出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入 学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学 辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市町 村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を 含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければ ならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

- ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補欠入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、関係小学校長を経て行うものとする。
- イ 欠員の補充を実施する期間は、平成27年3月31日(火)までとする。
- ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。 この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について 関係小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等 教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可 を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第4号

平成27年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を 次のように定める。

平成26年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

平成27年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成27年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の 入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成27年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1 学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 平成27年3月末日までに特別支援学校の中学部若しくは 中学校(以下「中学部等」という。)を卒業する見込みの 者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修 フレた者
- ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成27年1月26日(月)から2月6日(金)までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(2月6日(金)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

- ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障害部門 への出願をすることはできない。
- イ 入学志願者は、次の(ア)から(工)のいずれかに該当する場合 を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。
 - (ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校(みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。)の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。
 - (イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1 志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。
 - (ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1 志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。
 - (エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1 志望及び第2 志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出 身の中学部等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学部 等校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学部等及び 中等教育学校のない場合にあっては、直接)、志願先の特別支援学校の校長(以下「志願先校長」という。)に提出しなければならない。

- イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - (ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入 学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければなら ない
 - (4) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、 志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県 外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会 教育長(以下「教育長」という。)に提出し、承認を受 けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成27年2月9日 (月)午前9時から同月16日(月)午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

- イ 健康診断票
- ウ 眼科診断票(松山盲学校の入学志願者に限る。) なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。
- (2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を 提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告 書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
- (3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍 中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長(以下「特別支援学校長」という。) が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成27年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力 検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合 格者の発表の日について(平成26年5月16日愛媛県教育委員 会公告)2(1)イグに定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成27年3月6日(金)とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校 の場合にあっては、みなら特別支援学校)とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

- (2) 適性検査
 - ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。
 - イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。
- (3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、 特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあってはみなら特別支援学校、川西分校の場合にあっては新居浜特別支援学校)とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び 適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえ て、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して 入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成27年3月20日(金)午前10時に、当該特別支援学校(松山城北分校にあってはみなら特別支援学校、川西分校にあっては新居浜特別支援学校)において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

- (1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成27年 3月20日(金)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前9時(3月20日(金)にあっては、午前10時)から午後5時までに、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校)で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。 学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令第22 条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 平成27年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校(以下「高等部等」という。)を卒業する見込みの者
- イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力がある と認められる者
- (2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科 を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出 身の高等部等の校長(以下「在籍高等部等校長」という。) を経て(在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、 直接)、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証

明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成27年2月9日(月)午前9時から同月16日(月)午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア調査書

- イ 健康診断票
- ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を 提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告 書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
- (3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成27年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力 検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合 格者の発表の日について(平成26年5月16日愛媛県教育委員 会公告)2(1)イ(4)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成27年3月6日(金)とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

- 4 面接及び適性検査
- (1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

- (2) 適性検査
 - ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める 学科の入学志願者に対して行う。
 - イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。
- (3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、 松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成27年3月20日(金)午前10時に、松山 盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求 本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、 教育長が定める。

別表 平成27年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学定員

学	校	名			学	科	名		入学定員
松 山	盲	学	校	_	科	普	通	科	8
				本	17	保化	建理源	資科	8
				専り	女 科	理	療	科	8
松山	35 龍	学	校	本	科	普	通	科	8
14 Щ	耳				17	理	容	科	8
しげのぶ	特別3	支 援 学	校	本	科	普	通	科	24
みなら特	寺 別 支	接受	校	本	科	普	通	科	50
		. 1/2 1			11	産	業	科	16
		別支援学	^全 校 校	本	科	普	通	科	8
松山坑	t 北 分	分 ———				産	業	科	8
今 治 特	別 支 援	接学	学 校	本	科	普	通	科	50
, ,,,						産	業	科	16
	別支障害	援 学部 門	校)	本	科	普	通	科	8
	別支	援 学		本	科	普	通	科	30
(知的	障害部	部門			47	産	業	科	16
宇和特(肢体不		援 学 部門	校)	本	科	普	通	科	8
新星派性	持 別 支 援	译学	校	本	科	普	通	科	24
如 泊 庆 行		. 按 子	1X		17	産	業	科	8
新居浜特別	支援学	交川西分	於	本	科	普	通	科	8
	計								

平成26年10月14日 発行 901